



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成22年12月17日金曜日 第2228号

### ◇ 目次 ◇

地籍調査の成果の認証.....	944
保安林予定森林.....	944
解除予定保安林.....	944
保安林の指定.....	944
特定漁港漁場整備事業計画の変更の案の公告及び縦覧.....	945
公有水面埋立工事のしゅん功認可.....	945
土地改良区役員の就退任の届出.....	945
道路の区域変更(県道湯山高縄北条線).....	946
道路の供用開始( " ).....	946
道路の供用開始(県道森松重信線).....	946
道路の供用開始(県道宇和島城辺線).....	946
道路の区域変更(一般国道441号).....	946
道路の区域変更(県道長浜中村線).....	947
道路の供用開始(県道長浜中村線).....	947

### 公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告.....	947
-------------------------------	-----

### 選挙管理委員会告示

政治団体の設立の届出.....	948
政治団体の届出事項の異動の届出.....	948
政治団体の解散の届出.....	949
資金管理団体の届出.....	949
資金管理団体の届出事項の異動の届出.....	949

### 告 示

#### ○愛媛県告示第1396号

次の地籍調査の結果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したから、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成22年12月17日

愛媛県知事 中村時広

#### 1 地籍調査の実施者、地域、調査期間及び成果の名称

実施者	地 域	調 査 期 間	成果の名称
西条市	飯岡、早川の一部	平成20年度から平成21年度まで	西条市の地籍図及び地籍簿
松前町	大字西高柳の一部	平成20年度から平成21年度まで	松前町の地籍図及び地籍簿

#### 2 認証年月日

平成22年12月17日

#### ○愛媛県告示第1397号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成22年12月17日

愛媛県知事 中村時広

- 1 保安林予定森林の所在場所  
南宇和郡愛南町緑甲2039の1、甲2040の1、甲2041の1から甲2041の6まで
- 2 指定の目的  
水源のかん養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
緑甲2040の1・甲2041の1(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)  
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び愛南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### ○愛媛県告示第1398号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成22年12月17日

愛媛県知事 中村時広

- 1 解除予定保安林の所在場所  
西宇和郡伊方町塩成字振峯乙212の5
- 2 保安林として指定された目的  
魚つき
- 3 解除の理由  
海岸保全施設用地とするため

#### ○愛媛県告示第1399号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成22年12月17日

愛媛県知事 中村時広

- 1(1) 保安林の所在場所  
今治市玉川町龍岡上字石ヶ内丁180の15
- (2) 指定の目的  
土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件  
ア 立木の伐採の方法  
(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。  
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の

所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期  
齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

2(1) 保安林の所在場所

南宇和郡愛南町緑丙608の3、丙608の4、丙666、丙670から  
丙672まで、丙674、丙675

(2) 指定の目的

水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の  
所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期  
齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を愛媛県庁並びに今治市  
役所及び愛南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1400号

漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第17条第10項の規定に  
基づき、八幡浜地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を変更したい  
ので、同条第11項において準用する同条第4項の規定により、当該  
特定漁港漁場整備事業計画の変更の案を南予地方局産業経済部八幡  
浜支局水産課において告示の日から20日間公衆の縦覧に供する。

平成22年12月17日

愛媛県知事 中村 時 広

○愛媛県告示第1401号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号。以下「法」という。)第  
22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん  
功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、今治市役所において告  
示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成22年12月17日

伯方港港湾管理者 愛媛県

代表者 愛媛県知事 中村 時 広

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人に  
あつては、その代表者の氏名及び住所

今治市

今治市別宮町一丁目4番地1

代表者 今治市長 菅 良二

今治市大三島町宮浦5714番3

2 埋立区域

(1) 位置

2-1 工区

今治市伯方町木浦字西須ノ頭甲535番18の地先公有水面

(2) 区域

2-1 工区

次の30点から1点までを順次直線で結んだ線並びに1点と30  
点を結ぶ平成20年の春分の満潮位(D.L.+3.27メートル)の  
陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点(今治市伯方町木浦字池ノ奥乙316番1、国土地理院  
「木浦」三等三角点)は、北緯34度12分35秒4416、東経133度  
07分03秒6345の地点

30点は、基点から真北125度53分01秒507.94メートルの地点

31点は、30点から真北167度09分41秒17.39メートルの地点

29点は、31点から真北254度49分03秒106.76メートルの地点

2点は、29点から真北327度30分11秒16.58メートルの地点

1点は、2点から真北57度26分42秒15.12メートルの地点

(3) 面積

2-1 工区

1,885.30平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号

平成21年7月7日 愛媛県指令21港第237号

4 しゅん功認可年月日

平成22年12月17日

○愛媛県告示第1402号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、  
松前町筒井土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した  
旨の届出があった。

平成22年12月17日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	仙 波 俊 彦	伊予郡松前町大字筒井220番地
"	石 丸 正 明	伊予郡松前町大字筒井231番地3
"	常 盤 勝 利	伊予郡松前町大字筒井258番地
"	豊 田 雄 義	伊予郡松前町大字筒井3番地2
"	国 田 郁 夫	伊予郡松前町大字筒井175番地
"	持 田 芳 経	伊予郡松前町大字筒井197番地11
"	一 色 勉	伊予郡松前町大字筒井215番地
"	小 村 定	伊予郡松前町大字筒井1551番地
監 事	早 崎 信 行	伊予郡松前町大字筒井1814番地
"	門 田 守 弘	伊予郡松前町大字筒井169番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	仙 波 俊 彦	伊予郡松前町大字筒井220番地
"	大 淵 康 高	伊予郡松前町大字筒井1869番地
"	常 盤 勝 利	伊予郡松前町大字筒井258番地
"	石 丸 敏 彦	伊予郡松前町大字筒井262番地2
"	門 田 幸 子	伊予郡松前町大字筒井123番地4
"	古 川 義 臣	伊予郡松前町大字筒井174番地
"	飴 矢 平 二 郎	伊予郡松前町大字筒井205番地1
"	飴 矢 一 朗	伊予郡松前町大字筒井230番地
"	赤 星 房 男	伊予郡松前町大字筒井239番地
"	小 村 定	伊予郡松前町大字筒井1551番地
監 事	一 色 勉	伊予郡松前町大字筒井215番地

"	大 淵 哲 哉	伊予郡松前町大字筒井680番地 2
---	---------	-------------------

## ○愛媛県告示第1403号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年12月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員	延 長	備 考
県 道	湯山高縄北条線	松山市横谷乙440番70から 同市横谷乙440番73まで	旧	メートル 7.0～14.0	キロメートル 0.423	
			新	10.0～34.0	0.423	

## ○愛媛県告示第1404号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年12月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	湯山高縄北条線	松山市横谷乙440番70から 同市横谷乙440番73まで	平成22年12月17日

## ○愛媛県告示第1405号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年12月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	森松重信線	松山市南高井町1701番 2 から 同町1801番 6 まで	平成22年12月17日

## ○愛媛県告示第1406号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年12月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	宇和島城辺線	南宇和郡愛南町僧都878番11	平成22年12月17日

## ○愛媛県告示第1407号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年12月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一 般 国 道	441号	大洲市松尾696番 1 地先から 同市松尾709番 3 まで	旧	メートル 4.0~22.0	キロメートル 0.143	
			新	6.0~24.0	0.143	

○愛媛県告示第1408号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年12月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	長浜中村線	大洲市柴甲837番 2 から 同市柴甲781番 7 まで	旧	メートル 10.5~18.3	キロメートル 0.160	
			新	10.5~18.3 及び 4.0~18.3	0.160 及び 0.197	

○愛媛県告示第1409号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年12月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	長浜中村線	大洲市柴甲837番 2 から 同市柴甲781番 7 まで	平成22年12月17日
"	"	大洲市柴甲781番 7 から 同市柴甲778番 4 まで	"

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成22年12月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成22年11月22日	特定非営利活動法人 日本高血圧協会	荒 川 規矩男	東温市田窪2108番地 6	この法人は、広く一般市民を対象として、高血圧に関する知識の普及と社会啓蒙による高血圧及び高血圧性循環器合併症の予防の推進並びに高血圧患者の治療の促進を図るとともに、高血圧に関する調査研究と国際交流の事業を推進し、もって広く国民の健康、医療、福祉の向上に寄与することを目的とする。

## 選挙管理委員会告示

## ○愛媛県選挙管理委員会告示第99号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、次のとおり政治団体の設立の届出があった。

平成22年12月17日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

政治団体の名称	代表者及び会計責任者の氏名		主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
	代表者	会計責任者			
大隈会	大隈佳史	松本秀正	新居浜市大生院412	平成22年11月4日	
くにもと雅弘と市政を考える会	國元雅弘	渡部法子	松山市北条辻461-5	平成22年11月5日	
文彰会	岡原文彰	井上嘉道	宇和島市丸之内一丁目6-5	平成22年11月10日	
大誠和會	日野靖明	日野靖明	松山市福音寺町688-1	平成22年11月11日	
福田つよし後援会	福田剛	福田圭子	今治市共栄町四丁目4-21	平成22年11月11日	
中政勝後援会	中政勝	中英子	松山市別府町377-16	平成22年11月18日	
わがまち松山未来の会	竹村宗範	光田邦夫	松山市二番町四丁目5-6	平成22年11月19日	

## ○愛媛県選挙管理委員会告示第100号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、次のとおり政治団体から届出事項の異動の届出があった。

平成22年12月17日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日	備考
自由民主党愛媛県宇和島市第二支部	会計責任者	柳村賢一	二宮在敏	平成22年11月2日	政党の支部
政経刷新研究会	会計責任者	兵頭英章	土居利幸	平成22年11月8日	
中畑保一後援会	会計責任者	柳村賢一	二宮在敏	平成22年11月8日	
友近聡朗後援会	会計責任者	二宮一史	政安誠	平成22年11月8日	
民主党愛媛県参議院選挙区第1総支部	会計責任者	二宮一史	政安誠	平成22年11月8日	政党の支部
愛媛県商工連盟連合会西条支部	代表者	曾我冬人	田中正夫	平成22年11月10日	
愛媛県商工連盟連合会四国中央支部	代表者	星川一治	井川俊高	平成22年11月11日	
出たい人より出したい人を出す会	主たる事務所の所在地	新居浜市萩生1099-4	新居浜市西喜光地町9-36	平成22年11月11日	
伊藤はつみと新居浜市政を語る会	主たる事務所の所在地	新居浜市萩生1099-4	新居浜市西喜光地町9-36	平成22年11月11日	
	代表者	浜本千賀江	上田由岐子		
	会計責任者	鴻上智保子	加藤久美子		
愛媛県商工連盟連合会	代表者	白石省三	井川俊高	平成22年11月11日	

社会民主党愛媛県第1区支部連合	代 表 者	野 口 仁	逢 坂 節 子	平成22年11月15日	政党の支部
愛媛県商工連盟連合会新居浜支部	代 表 者	小 野 幸 男	青 野 正	平成22年11月16日	
自由民主党愛媛県今治市第二支部	会 計 責 任 者	越 智 満 佐 子	越 智 健 一	平成22年11月16日	政党の支部
本宮勇後援会	代 表 者	本 宮 ア ヤ ミ	本 宮 正 雄	平成22年11月16日	
	会 計 責 任 者	本 宮 ア ヤ ミ	本 宮 正 雄		
山岡みみ後援会	政 治 団 体 の 名 称	山岡みみ後援会	山岡美美後援会	平成22年11月17日	
石川みのる後援会	代 表 者	村 上 拳 明	高 橋 克 磨	平成22年11月22日	
越智絹恵後援会	主たる事務所の所在地	西条市西泉乙349 7	西条市樋之口307 - 2	平成22年11月24日	
伊藤新平後援会	代 表 者	山 本 朝 光	竹 田 条 一	平成22年11月29日	
	会 計 責 任 者	宇 野 博	山 本 朝 光		

○愛媛県選挙管理委員会告示第101号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

平成22年12月17日

愛媛県選挙管理委員会  
委員長 西 蔭 健

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
岡平知子後援会	村 上 要	平成22年11月22日
つゆぐちれいこ後援会	山 下 栄 三	平成22年11月22日

○愛媛県選挙管理委員会告示第102号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により、次のとおり資金管理団体の届出があった。

平成22年12月17日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届出年月日
岡原文彰	愛媛県議会議員	文彰会	宇和島市丸之内一丁目6 5	岡原文彰	平成22年11月10日
福田剛	愛媛県議会議員	福田つよし後援会	今治市共栄町四丁目4 21	福田剛	平成22年11月11日
中政勝	愛媛県議会議員	中政勝後援会	松山市別府町377 - 16	中政勝	平成22年11月18日

○愛媛県選挙管理委員会告示第103号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により、次のとおり資金管理団体から届出事項の異動の届出があった。

平成22年12月17日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

資金管理団体の名称	異 動 事 項	新	旧	届出年月日	備 考
越智絹恵後援会	主たる事務所の所在地	西条市西泉乙349 7	西条市樋之口307 - 2	平成22年11月24日	